海岸事業の補助率等

	区分	地域	根拠法令	負担率 · 国費率	
直轄事業	直轄海岸保全施設	北海道	海岸法第 26 条第 1 項	2/3	
	整備事業	離島	同上	2/3	
		奄美	同上	2/3	
		沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第32条第1項	9. 5/10	
		内地	海岸法第 26 条第 1 項	2/3	
補助事業	海岸保全施設整備	北海道	海岸法施行令第8条第3項	11/20	
	連携事業	離島	海岸法施行令第8条第4項	11/20	
		奄美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項	2/3	
		沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第32条第1項	9/10	
		内地	海岸法施行令第8条第1項第4号	1/2	
		(市街地)	海岸法施行令第8条第1項第5項	2/5	
	津波対策緊急事業	北海道	海岸法施行令第8条第3号	11/20	
		離島	海岸法施行令第8条第4号	11/20	
		奄美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項	2/3	
		沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第32条第1項	9/10	
		内地	海岸法施行令第8条第1項第4号	1/2	
		(市街地)	海岸法施行令第8条第1項第5号	2/5	
	海岸メンテナンス	北海道	海岸法施行令第8条第3項	11/20	
	事業	離島	海岸法施行令第8条第4項	11/20	
		奄美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項	2/3	
		沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第32条第1項	9/10	
		内地	海岸法施行令第8条第1項第4号	1/2	
		(市街地)	海岸法施行令第8条第1項第5号	2/5**	
国費率差額後進			地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律		

[※]施設機能の向上に係るもの